

第2章

グローバルな知的財産環境の
整備に向けて

企業がグローバルに事業展開を行うためには、自国外においても安定した知的財産の保護を受けられることが必要不可欠である。IT技術の進展、経済連携協定の締結等を通じて、我が国企業の海外進出が進むことが予想される中、知的財産権をあらゆる国で円滑かつ予見性高く取得し、活用できる環境がますます強く求められている。日本国特許庁では、日米欧中韓の五庁会合や日中韓特許庁会合等において実体的側面での調和に向けた議論や共同プロジェクトを推進するだけでなく、新興国・途上国に対して、知財専門家の派遣や招へい研修などを通じて、知的財産制度の整備を支援するなど、国際的な枠組みの中においてグローバルな知的財産環境の構築を目指している。

1. 多国間、二国間会合における取組

(1) 五庁(IP5)会合

①概要

2018年の世界の特許出願件数約333万件のうち、日本国特許庁(JPO)、米国特許商標庁(USPTO)、欧州特許庁(EPO)、中国国家知識産権局(CNIPA)、韓国特許庁(KIPO)の五庁への出願は約284万件と約85%を占めている。五庁は知的財産における世界的な取組をリードするため、2007年5月に米国・ハワイにて五庁長官会合を初めて開催し、特許分野における制度運用調和・審査結果の相互利用・審査の質の向上・特許情報サービスの改善等の課題について3つの作業部会(WG1:分類調和、WG2:情報技術関連、WG3:審査関連)等で検討を継続的に行っている。

2019年6月に開催された第12回五庁長官会合



第12回五庁長官会合

では、AI関連発明の審査基準等について議論するタスクフォースの設立、制度運用調和の5年間の成果を確認し、新プロジェクトに取り組むこと、特許審査ハイウェイ(PPH)の効果に関する指標の定義、審査関連情報へのユーザーアクセスの向上を図るパイロットプログラムの実施に合意した。

②主要プロジェクト概要

a. 作業部会1: 分類調和

検索に有用な国際特許分類(IPC)を策定するため、五庁が協力して、IPC改正に関する取組を実施している。現在、(i)各庁の詳細な内部分類をIPC化する活動(Activity i)、及び、(ii)新規技術に対応した分類を協働して創りIPC化する活動(Activity ii)からなる、GCI(Global Classification Initiative)の枠組みで進められており、その取組は着実に実施されている。2019年度は、新たに9の分類改正プロジェクトが世界知的所有権機関(WIPO)のIPCリビジョン作業部会での検討段階に進んだ。

第四次産業革命関連の分類については、五庁内で、AI、スマートグリッド、データマイニング・パターン認識等の分類改正プロジェクトの検討が進められている。

b. 作業部会2：情報技術関連

(i) グローバル・ドシエ¹

グローバル・ドシエとは、各国特許庁のシステムを連携させることにより仮想的な共通システムを構築し、各国特許庁が保有する特許出願の手續や審査に関連する情報(ドシエ情報)の共有やITを活用した新たなサービスの実現を目指す構想である。

ドシエ情報の共有について、JPOは、五庁の複数庁に出願された同一発明のドシエ情報を一括取得し、見やすい形式で提供するITサービスである「ワン・ポータル・ドシエ(OPD)」を推進し、五庁で主導的な役割を担っている。また、ITを活用したグローバル・ドシエの新たなサービスの実現を目指し、五庁は優先五項目に取り組んでいる。2019年6月に開催された五庁長官会合では、審査関連情報へのユーザーアクセスの向上を図るパイロットプログラムの実施に合意がなされ、2020年3～4月に開催された本作業部会の会合において、このパイロットプログラムについて検討が進められた。加えて、JPOは、ユーザーニーズを踏まえたグローバル・ドシエのサービス改善について、各庁での取組の進捗を取りまとめ、ユーザーへ提供している。

c. 作業部会3：審査関連

(i) 五庁による特許審査ハイウェイ

五庁間での特許審査ハイウェイ(IP5 PPH)の試行を開始するとともに、PPHの更なる改善を目指す取組である。2014年1月の試行プログラム開始により、これまでPPHを実施していなかった欧中、欧韓の間でもPPHが開始され、通常型PPH、PPH MOTTAINAI、PCT-PPHを含む全てのPPHの枠組みが五庁間で相互に利用可能となった。また、更なるユーザーの利便性向上に向けて、PPHによる審査待ち期間短縮等の効果を客観的に把握可能となるようにPPH統計情報の公開を提案し、2019年6月に開催された五庁長官会合では、統計情報を公開する際に必要となる統一

的な指標の定義について一定の合意がなされた。2019年10月に開催された本作業部会では、この定義の最終決定及び統計情報の公開に向けた議論をリードした。

(ii) PCT協働調査試行プログラムグループ会合

PCT協働調査は、PCT国際出願における質の高い成果物を作成することを目的として、複数の特許庁が協働して、一つの国際調査報告を作成する取組であり、2018年7月1日より五庁による試行プログラムを開始した。

PCT協働調査試行プログラムグループ会合においては、これまで運用状況の確認等を行うとともに、試行期間終了後の2020年7月からは、各庁が協働したことによる効果の評価が行われる。

d. 特許制度調和専門家パネル(PHEP)

特許制度調和に向け、ユーザーから要望が出ていた、(i)記載要件、(ii)出願人による先行技術の開示義務、(iii)発明の単一性の三項目のプロジェクトに5年間取り組み、特に、記載要件については、JPOがサポート要件及び明確性要件に着目した事例研究をリードして、各庁の判断のポイントや実務上の留意点を明らかにした。そして、2019年6月に開催された五庁長官会合において、これら三項目のプロジェクトを完了すること、及び新たなプロジェクトのトピックを選定することに合意した。

e. NET/AIタスクフォース

2019年6月に開催された第12回五庁長官会合において、AI関連発明の審査基準等について議論するタスクフォースの設立に合意がなされたことを受け、NET(New Emerging Technologies；新技術)/AIタスクフォースが設立された。2020年1月に開催された第1回タスクフォース会合では、五庁の今後の取組として、五庁におけるAI関連発明の審査実務の明確化や、庁内業務へのAI技術の活用に関する五庁間の情報共有などについて検討が進められた。

1 第2部第6章2.(2) グローバル・ドシエ参照

③ユーザーとの会合

五庁は、日本知的財産協会(JIPA)、米国知的財産権法協会(AIPLA)、米国知的財産権者協会(IPO)、ビジネスヨーロッパ(BusinessEurope)、韓国知的財産権協会(KINPA)、中国專利保護協会(PPAC)の五庁ユーザーとハイレベル及び実務者レベルでの会合を開催し、意見交換を行っている。

2019年6月の五庁長官・ユーザー会合では、AIを含む新技術に関連した五庁の協力や、五庁とユーザーとの連携の在り方について、ハイレベルでの意見交換を行った。

(2)意匠五庁(ID5)会合

①概要

意匠五庁(ID5)会合は、世界の8割以上の意匠登録出願を扱うJPO、USPTO、欧州連合知的財産庁(EUIPO)、CNIPA、KIPOの主要五庁が、意匠分野における五庁間の国際協力を推進することを目的として、2015年12月に創設(於、米国・アレキサンドリア)した枠組みである。活動開始から5年目を迎えた2019年12月のID5第5回年次会合(於、日本)では、「ID5共同声明2019¹」を採択した。

「ID5共同声明2019」は、これまで五庁の制度・実務運用比較を中心に協力活動を推進し、五庁間の相互理解の深化と、各庁における政策及び実務の進展に寄与、ユーザー理解の醸成を図ってきた五庁協力の成果を確認し、以下を今後の五庁協力の重要な活動方針と位置付けるものである。

- (1)比較調査の結果得られた知識に基づき共通意匠実務を探究すること
- (2)意匠保護の手続のユーザビリティ向上を目的に、ユーザーからインプットを受けること
- (3)官庁業務の品質・効率向上に資するよう、積極的に情報・経験共有を行うこと



第5回ID5年次会合

- (4)ユーザーのためのサービスとツールを促進するためにWIPOとの協力と相乗効果を推進すること

また、各国・地域の企業・代理人等のユーザー代表を交えたユーザーセッションでは、JPOとUSPTOが共同リードし、共通意匠実務作成の先駆けともなる「推奨意匠実務に関する研究」をはじめとして、より効果的でユーザーフレンドリーな意匠保護をテーマに、五庁とユーザーとの間で活発な意見交換が行われた。

②ID5協力プロジェクトの概要²

ID5は、プロジェクト形式による相互協力の取組を行っており、この協力プロジェクトを通じて得られた成果を、ID5公式ウェブサイト³で発信している。

第5回会合では、以下の協力プロジェクトについて調査研究の結果を取りまとめ、報告書をID5公式ウェブサイトで公表している。また、「優先権書類の電子的交換に関する研究」では、五庁全てが、2020年中にWIPOを通じた優先権書類の電子的交換を開始する予定であることが確認され、これにより、優先権書類の提出に関するユーザーの利便性向上が期待される。

1 ID5共同声明2019 : http://id-five.org/wp-content/uploads/2019/12/2019ID5JointStatement_final.pdf

2 ID5協力プロジェクトの概要 : <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/id5/document/index/project-overview.pdf>

3 ID5公式ウェブサイト : <http://id-five.org/?ckattempt=1>



a.優先権の実務に関する研究

五庁における優先権制度に関する法令及び実務の情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。

プロジェクトの成果物として、各庁の外国優先権制度及び分割出願制度に関する法令の規定や審査基準等に基づく実務運用の比較を取りまとめた。

b.製品表示に関する実務の比較研究

五庁における製品表示(意匠に係る物品)の取扱いに関する法令及び実務の情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。

プロジェクトの成果物として、各庁の製品表示に関する法令の規定や審査基準等に基づく実務運用の比較を取りまとめた。

c.潜在的な経済要因及び各知財庁の施策がグローバルな意匠出願に与える影響の分析

各庁における将来の予算や人員配分、最適な事業計画のために、潜在的経済要因や知財庁の施策効果等を考慮した、より正確な出願件数予測手法について検討するプロジェクト。

プロジェクトの成果物として、各庁における既存の出願予測手法の調査と、各庁の出願変動要因の分析結果を取りまとめた。

d.3Dプリンティングと意匠保護に関する研究

意匠権による保護と3Dプリンティングに関わる行為との関係性について、五庁の比較調査研究を行うプロジェクト。

プロジェクトの成果物として、五庁の比較結果を取りまとめた。

e.新規性審査におけるインターネット情報の証拠性に関する研究

意匠の新規性審査におけるインターネット情報の取扱実務について、五庁の比較調査研究を行うプロジェクト。

プロジェクトの成果物として、各庁の取扱実務の比較調査結果を取りまとめた。

(3)商標五庁(TM5)会合

①概要

「TM5」は、JPO、CNIPA、EUIPO、KIPO、USPTOの商標五庁間の協力により、各国企業の商標が世界各国で適切に保護、活用される環境整備を図ることを目的として2011年12月に創設された枠組みである。

2019年12月に千葉県浦安市舞浜で開催された第8回TM5年次会合では、JPOがリードする「悪意の商標プロジェクト」、「イメージサーチプロジェクト」等を含む計14の協力プロジェクトについて議論が行われ、「悪意の商標プロジェクト」では、「悪意の商標出願事例集」の大幅拡充、また、「イメージサーチプロジェクト」では、審査の効率化につながる商標審査のITシステムも議論の対象となるよう拡大することに合意するなど成果が得られた(②日本リードのプロジェクト概要を参照)。また、会合3日目には、各国の業界団体・代理人団体等のユーザー団体を招いたユーザーセッションを開催し、①品質管理の各庁の取組及び②有名ブランドなどの商標が無関係な第三者により無断で商標出願・登録される、いわゆる「悪意の商標出願」対策に係る中国商標法改正について、約50名のユーザー代表者と意見交換を行った。



第8回 TM5年次会合

②日本リードのプロジェクトの概要

a. 悪意の商標プロジェクト

本プロジェクトは、近年、世界的な問題となっている「悪意の商標」について、TM5各庁の制度・運用に関する情報交換を行うとともに、ユーザーに対して情報提供を行うことを目的としている。

今次会合では、2017年5月に作成した「悪意の商標出願事例集」¹に関し、既存の50事例に加えて、各庁5件ずつの25事例と、国際商標協会（INTA）¹との協力で収集したTM5以外の40の国・地域の93事例の合計118事例を新たに追加した拡充版事例集²を作成した。また今後、悪意の商標出願対策として有効なTM5各庁の制度・取組などを“マンガ”で分かりやすく紹介し、ユーザーへの普及啓発を一層推進していくことに合意した。

b. 図形商標のイメージサーチプロジェクト

現在ウィーン図形分類を用いて行われている図形商標の検索について、検索負担軽減のため、イメージサーチシステムの商標審査における利用可能性及び課題について共同研究するプロジェクト。今次会合では、本プロジェクトの対象を、イメージサーチのみならず、商標の効率化につながる、あらゆる商標審査のITシステムにまで拡大することについて合意した。

c. ユーザー参画プロジェクト(EUIPOとの共同)

2015年12月の第4回TM5年次会合で、JPOとEUIPOが共同で提案し、採択されたプロジェクト。本プロジェクトは、TM5協力プロジェクトにユーザーを参画させること及びユーザーへの情報発信のためのワークショップを開催することを目的としている。

これまでINTAとの共催で3回のジョイントワークショップを開催し、次回INTA総会で「店舗のデザインの商標としての保護」をテーマに第4回目を開催する予定。

d. 品質管理³プロジェクト(EUIPOとの共同)

TM5各庁における審査実施体制・品質管理体制やその取組について情報を交換することにより、品質管理に関する相互理解・相互信頼を高めることを目的とするプロジェクト。

JPOがリードするフェーズ1とEUIPOがリードするフェーズ2の二部構成からなる。JPOリードのフェーズ1については、各庁の品質管理体制や取組を取りまとめたデータベースを発表し、今次会合で終了することが合意された。(EUIPOリードのフェーズ2についても、各庁の取組などをまとめた品質管理カタログが完成し、TM5ウェブサイト⁴に掲載されたため、終了となった。)

(4) 日ASEAN特許庁長官会合

日ASEAN特許庁長官会合は、ASEAN諸国における知的財産権制度や審査手続の透明化及び効率化、知的財産権制度・運用の向上、ユーザーによる知的財産権制度の活用促進、知的財産の普及啓発等を促進するべく協議を行う枠組みであり、2012年から毎年開催している。JPOとASEAN諸国の知的財産庁との間で締結された協力覚書に基づき、年度ごとの日ASEAN知的財産アクションプランの策定・レビューを行っている。

2019年は、8月に東京において第9回日ASEAN特許庁長官会合を開催し、マドリッド協定議定書・ハーグ協定への加盟に向けた協力、加盟後の運用協力、先端技術分野における各国特許審査制度の調査研究などを行うことに合意した。併せて、ASEAN各国における最新の知財制度や施策に関する情報を我が国のユーザーと共有するため、ASEAN特許庁シンポジウム2019を開催し、各国特許庁長官等12名による講演や議論を行った。

また、2019年11月の日ASEAN首脳会議では、日ASEAN特許庁長官会合を通じたさらなる協力を歓迎する議長声明が採択された。(日ASEAN特許庁長官会合については、Column 22「途上国協力の拡大」も参照)。

1 国際商標協会（INTA）：190カ国の政府機関、教育機関、企業など6700以上の会員からなる団体。

2 拡充版「悪意の商標出願事例集」（英語のみ） <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/document/index/bad-faith-examples-2019.pdf>

3 JPOの商標分野における品質管理に関する取組については、第2部第4章5、参照

4 TM5ウェブサイト「品質管理カタログ」（英語のみ） <http://tmfive.org/tm5-catalogue-of-quality-services-involving-users/>



(5) 日中韓協力

① 日中韓特許庁長官会合

JPO、CNIPA、KIPOは、三庁間の協力や三庁が直面する共通の課題の解決に向けた意見交換を行うことを目的として、2001年より三国持ち回りで日中韓特許庁長官会合を毎年開催している。

2019年12月に神戸で開催された第19回日中韓特許庁長官会合では、意匠、商標、審判、人材育成分野等、多方面にわたる協力について議論を行った。また、2020年度の日中韓特許庁長官会合・シンポジウムは韓国で開催することに合意した。



第19回日中韓特許庁長官会合

② 日中韓特許庁シンポジウム

JPO、CNIPA、KIPOは、三庁間協力の成果を紹介するとともに、日中韓における知財政策の在り方について産官学各界を交えて議論する場として、2013年より日中韓特許庁シンポジウムを毎年開催している。

2019年12月には、神戸にて第7回シンポジウムを開催し、「日中韓の知財紛争処理システムに関する最新動向」をテーマに各国有識者による講演とディスカッションが行われた。

③ 各プロジェクトの概要

第19回日中韓特許庁長官会合において議論が行われた各プロジェクトの内容は以下のとおりである。

a. 日中韓デザインフォーラム

2009年12月の日中韓特許庁長官会合での合意に基づき、日中韓の意匠制度に関する情報交換と相互理解の促進を目的として、日中韓デザインフォーラムを、2010年以降毎年開催している。

2019年5月には、「家電製品の意匠保護」をテーマとして第10回日中韓デザインフォーラムが中国・無錫で開催された。フォーラムでは、我が国の改正意匠法の情報をはじめ、各庁の意匠関連の最新情報の紹介と、企業による家電製品のデザイン開発と意匠保護の取組の紹介が行われ、意匠制度の活用及びその実務について活発な議論が行われた。

b. 日中韓人材協力会合

2009年12月の第9回日中韓特許庁長官会合において、日中韓各々の知的財産人材育成機関における研修等の相互協力について議論を行う機関長会合の開催が合意されたことを受け、2010年より毎年開催している。

2019年10月には、第10回会合が韓国・江陵で開催され、知財人材育成に関する国家計画や施策、各機関の取組等に関する情報交換及び交換した情報の活用方法について議論した。

c. 日中韓商標専門家会合・シンポジウム

第18回日中韓特許庁長官会合における、商標分野での協力の合意を受け、2019年3月、中国・北京において第1回日中韓商標専門家会合及び第1回日中韓商標シンポジウムを開催した。日中韓商標専門家会合では、各庁の商標分野の最新動向や商品・役務の類否判断に用いるコードについて情報交換を行った。また、日中韓商標シンポジウムにおいては、各庁より最新施策について、ユーザーより商標実務に係る経験について、それぞれ発表が行われた。

(6)その他

日米欧の三極特許庁会合に関して、これは、1980年代初め、出願数の急激な増加に直面したことによる課題を解決するために、日本国特許庁(JPO)、米国特許商標庁(USPTO)及び欧州特許庁(EPO)の三極特許庁の間において創設されたものであり、1983年に第1回三極特許庁長官会合が開催された。以降、定期的に三極特許庁会合を開催し、IT、ワークシェア、PCT等、幅広い分野について議論を行っている。2019年は9月に同会合が開催され、継続的な協力がなされている。

日米協力に関して、2018年6月、JPOとUSPTOは協力覚書を締結し、意匠審査実務についての相互理解の深化を図るための意匠審査会合の定期開催や、より効果的かつ整合的な意匠審査実務を促進するための共通ツールを探求すること等に合意した。これを踏まえ、2019年5月、米国において第一回日米意匠審査会合を開催し、両庁の意匠審査官間で両国の意匠制度や審査実務等についての情報交換を行った。

日欧協力に関して、JPOとEPOは、第4次産業革命を推進する新技術の中核を成すソフトウェア関連発明について、その特有の審査実務に関する類似点と相違点を明示するべく比較研究を行い、2018年3月にその報告書を発表した¹。また、従前からの協力関係をより強化するべく、両庁は2019年9月に協力覚書を締結した。2020年3月、JPOはフランス産業財産権庁(INPI)との間でも協力覚書を締結し、特許分野の協力を一層進展させることに合意した。

¹ https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/epo/software_201903.html



2. 国際フォーラムにおける取組

知的財産に関する国際的な議論は、従来から知的財産保護に関する国連の専門機関である世界知的所有権機関(WIPO)や、世界貿易機関(WTO)のTRIPS 理事会¹において活発に行われてきた。これらに加え、近年では、地域レベルでの経済協力の枠組みであるアジア太平洋経済協力(APEC)等においても、知的財産が重要な課題として取り上げられている。本節では、各フォーラムにおける議論及び我が国の取組について紹介する。

(1) 世界知的所有権機関(WIPO)

WIPOは、ジュネーブに本部を置く、国連の専門機関である²。加盟国数は、我が国を含め193であり³、知的財産に関する諸条約の管理、国際出願制度の運用、知的財産に関するルールメイキング、知的財産分野での途上国支援等を実施している。WIPOの予算は、国際出願業務の運営に係る手数料収入が全体の9割以上を占めており、中でも特許協力条約(PCT)に基づく国際出願に係る手数料収入が全体の約4分の3を占める。

ンデートの承認等、諸々の重要事項について活発な議論が行われた。



WIPO 本部 (スイス・ジュネーブ)

① WIPO加盟国総会

WIPO加盟国総会は、WIPO全体の予算の策定、事務局長の任命、PCTやマドプロの規則改正の承認等、WIPO全体に関わる事項についての意思決定を行う会合であり、毎年秋に開催されている。第59回加盟国総会は、2019年9月に開催され、我が国からは、松永特許庁長官、嶋野特許技監を含む代表団が出席した。会合冒頭、我が国を代表して松永長官が一般演説を行い、我が国の知的財産分野における国際的な取組を紹介するとともに、WIPOがIoTやAI等の先進技術に基づくイノベーションの普及と、持続可能な開発目標(SDGs)の実現について、国際社会に貢献することへの期待を表明した。本総会では、2020/21年度計画予算案の承認のほか、WIPO外部事務所の新規開設、各国国内の手続の調和・簡素化を目的とする意匠法条約(DLT)の採択、遺伝資源等政府間委員会(IGC)の2020/21期マ



WIPO 加盟国総会の様子



松永長官の一般演説

1 Council for Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights

2 1970年に設立され、1974年に国連の14番目の専門機関となった。

3 2020年4月現在

②特許

a. PCT関連会合

PCTは、一つの国際出願により、153の締約国（2020年3月現在）全てに出願した効果を与える条約であり、1970年に採択された。近年、世界的に出願件数が増加しており、グローバルな特許取得のための手段として今後も発展することが期待されている。

PCT制度の改善については、我が国、欧米等の主要締約国が中心となり、2001年からPCTリフォーラムが議論され、複数の規則改正が実現されるに至った。現在も引き続き、PCT作業部会、PCT国際機関会合(PCT-MIA)、PCT同盟総会等において、PCT制度の更なる発展について検討が行われている。

(i) PCT作業部会

PCT 作業部会は、PCT同盟総会に向けた締約国間における協議の場と位置づけられている。

2019年6月にジュネーブで開催された第12回会合では、PCT出願時に出願日認定要件は揃っているが、国際出願の一部が誤って提出されたものであった場合における欠落補充(出願日繰下げ)及び優先権主張の基礎となる出願からの引用補充(出願日維持)を導入するための規則改正、国際予備審査機関の見解書、国際予備審査報告作成前の補正書や書簡といった国際予備審査にかかる成果物を閲覧可能とする規則改正、官庁側の事情に起因する電子的通信手段の利用不能時の救済措置を拡充する規則改正、及び官庁側の手数料送金に関して国際事務局を仲介する仕組みを導入するための規則改正について合意し、2019年PCT同盟総会で承認された。

また、大学向け減額措置を導入するブラジル提案等については、引き続き議論を継続することとなった。

(ii) PCT-MIA

PCT-MIAは、国際機関(ISA・IPEA)として任命されている知財庁の会合であるとともに、PCT作業部会に向けた実務者間の協議の場としても位置づけられている。

2020年2月、カナダ・ガティノーにおいて開催された第27回会合では、我が国から提案した国際段階と国内段階の連携のためのPCT国際調査・予備審査ガイドラインの改訂案について議論され、引き続き検討することとなった。また、PCT協働調査試行プログラム、国際調査報告書及び見解書の改善、PCT最小限資料の定義の見直し、品質管理体制等についても議論が行われた。

b. WIPO特許法常設委員会(SCP)

SCPは、2000年11月の第4回会合以降、実体特許法条約作成に向けて議論を続けていた。

2005年6月の第11回会合以降、南北対立により3年間、会合を開催することができなかったが、その後の調整の結果、2008年6月に第12回会合が開催され、2011年5月の第16回会合以降、(i)特許権の例外と制限、(ii)特許の質(異議制度を含む)、(iii)特許と健康、(iv)依頼者と代理人間の秘匿、(v)技術移転の5項目について、各国のコメントや事務局による予備研究に基づき、議論が続けられてきた。

第30回会合(2019年6月)及び第31回会合(同年12月)では、これら5項目に関し意見交換がなされ、我が国からは、(ii)の項目に関する議論において、各会合でそれぞれ、AI技術の保護に関する法的側面(AI関連発明の審査事例紹介)及びAI技術の業務への適用に関する実務的側面について、プレゼンテーションを行った。また、将来の作業として、第31回会合のワークプログラムをベースにしたプログラムが合意され、第32回会合以降で引き続き議論が行われることとなった。

③意匠

a. 商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会(SCT)

SCTは、WIPO加盟国及びオブザーバーが意匠、商標及び地理的表示の法律に関する議論を行うための常設委員会である。

意匠分野では、現在、グラフィカル・ユーザー・インターフェイス(GUI)等の新しい意匠の保護に関する議論が行われており、第42回会合(2019年11月)では、我が国と米国が共同して、GUIの意匠の保護に関する共同勧告を提案した。また、優先権書類の電子的交換(DAS)に関する加盟国の最新状況や、パリ条約第11条に基づき特定の国際博覧会において意匠に与えられる仮保護に関する各国調査について議論が行われている。

なお、SCTでは、第24回会合(2010年)以降、DLTの検討が行われており、各国専門家による議論を経て、調和の対象となる実質的な手続内容については、既に一定の方向性が打ち出されているものの、(i)途上国の条約履行を促進するための技術支援に関する規定、及び(ii)伝統的文化表現等の出所開示に関する規定の位置付けについて、南北間の懸隔が残っている状況にある。現在、これら論点については、議論の場をWIPO一般総会に移して検討が行われているが、いまだ懸隔は解消しておらず、条約採択のための外交会議開催を目指し、2020年の一般総会において引き続き検討を行うこととなっている。

b. ハーグ制度の法的発展に関する作業部会

意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定には2020年3月現在、我が国を含む64の締約国が加盟している。

ハーグ制度の法的発展のための作業部会は、ハーグ制度の利便性向上、法的問題の解決等のため、意匠の国際登録に関するハーグ協定の共通規則改正等を議論し、ハーグ同盟総会での採択に向けて、締約国間の実務者間における協議を行う場となっている。

2019年10～11月に開催された第8回会合では、出願後に行う優先権主張の申立て期限や手数料を定める規則改正提案、ハーグ同盟の慢性的な赤字を踏まえ一部手続の手数を引き上げる規則改正提案等について議論され、2020年ハーグ同盟総会に提案することに合意した。

また、国際意匠登録の秘匿期間をより長期としたいユーザーニーズを踏まえ、国際登録の日から6ヵ月とされている国際公表までの標準期間を12ヵ月に延長する規則改正提案、ハーグ制度の手続言語として中国語及びロシア語を追加する提案等については引き続き議論することとなった。

c. ロカルノ同盟専門家委員会

ロカルノ協定は、意匠の国際分類を制定する条約であり、1968年に成立し、1971年に発効した。同協定により定められるロカルノ国際意匠分類(ロカルノ分類)の最新版は2019年1月に発効した第12版であり、32のクラスと237のサブクラスから構成される。

2020年3月現在のロカルノ協定には、英国、フランス、ドイツ、ロシア、中国、韓国、インド、シンガポール等の58の締約国があり、我が国では2014年9月24日に発効した。

2019年11月に開催されたロカルノ同盟第14回専門家委員会では、ロカルノ分類第12版への修正及び追加提案が議論され、ロカルノ分類の利便性の向上を図るため、我が国からも「電動車椅子」や「電子決済端末機」といった新規物品を製品リストに追加する提案等を行った。これらの議論の結果、採択された修正及び追加提案は、2021年1月1日に発効予定の第13版に反映される。

④商標

a. マドリッド制度の法的発展に関する作業部会

標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書には2020年3月現在、我が国を含む106の締約国が加盟している。

マドリッド制度の法的発展に関する作業部会は、マドリッド制度の利便性向上等のため、主にマドリッド協定議定書に基づく規則改正を議論し、マドリッド同盟総会での採択に向け、締約国間の事前協議・調整を行う場となっている。

2019年7月に開催された第17回作業部会においては、締約国に存在する国内登録を同一の商標である国際登録に置き換えることにより一元管理を可能とする代替制度の原則を明確化する規則改正提案が議論され、締約国間の運用統一に資することなどから2019年マドリッド同盟総会に提案することに合意し、同盟総会で承認された。

マドリッド制度の手続言語として中国語及びロシア語等を追加する提案、基礎出願・登録と国際出願との同一性の認証に関する規則の見直し等については引き続き議論することとなった。さらに、国際登録の日から5年の間(従属期間)に、国際登録の基礎となった商標登録出願が拒絶等となった場合、又は基礎となった商標登録が無効等となった場合には、取り消された範囲内で国際登録の全部又は一部が取り消されるところ、当該従属期間の短縮可能性に関して引き続き検討することに合意した。

b. 商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会(SCT)

商標分野では、主に国名等の保護について議論が行われている。

国名等の保護については、2014年の第31回会合で、ジャマイカから、国名の保護強化のための共同勧告案が提案され、議論が行われてきたものの議論の収束には至っていない。その後、2018年の第39回会合では、ジョージア・アイス

ランド・インドネシア等をはじめとした複数の国による国名及び国家的重要性のある地名の保護の提案、並びにペルーから国ブランドの保護の提案がなされた。2019年の第41回会合、第42回会合における議論において、ジョージア等の提案については、合意の可能性を模索すべく提案国が当該提案を商標部分とドメインネーム部分の2つに分け、それぞれ議論されたが、両提案共に保護の対象が不明確等の懸念が複数国から表明され、議論は収束していない。また、ペルー提案についても、保護範囲が広範かつ不明確であるとの指摘がなされ、国名等の保護に関するこれらの提案は、引き続き検討することとされている。

地理的表示(GI)については、2015年10月のWIPO加盟国総会で、各国・地域におけるGIの保護制度についての調査をSCTにおいて行うことが決定され、各国のGI制度及びインターネット・DNSにおけるGIの使用に関する調査が行われ、事務局によって結果が取りまとめられた。また、各国の多様なGI制度への理解促進のため、情報セッションが開催されている。

⑤その他

a. 知的財産と遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに関する政府間委員会(IGC)¹

途上国が、自国に豊富に存在している遺伝資源(GR)・伝統的知識(TK)・伝統的文化表現(TCEs)²に対して、国際的な保護の枠組を知的財産制度の中に設けることを強く求めるようになったことを受け、2000年に、知的財産と遺伝資源等の関係について知的財産の側面から専門的に議論を行うため、WIPO内にIGCが設置された。これまでに40回の会合が開催されている。

これまで、効果的な保護を確保する国際的な法的文書に合意することを目的にテキストベースの交渉を行うというマンデートに基づき、具体的なテキストを用いて議論が行われてきた。しかし、国際的な保護枠組の創設を求める途上国と、そ

¹ Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore

² 最近のWIPOにおける議論では、「フォークロア」ではなく、「伝統的文化表現」との用語を使用している。

れに慎重な先進国の意見の懸隔は依然大きいままである。

2019年は9月末までに、3月、6月にそれぞれ第39回(TK及びTCEs)、第40回IGC会合(GR、TK、TCEs及びWIPO一般総会への勧告事項)がそれぞれ開催された。

第39回、第40回会合では、TK及びTCEsについて、両者に共通の横断的課題(主に「目的」、「保護対象」、「保護範囲」、「制限と例外」)について、集中的な議論が行われた。

b. WIPO「開発アジェンダ」

2007年WIPO加盟国総会において、45項目からなる開発アジェンダに関する勧告が採択された。さらに、これらの勧告を実施するための作業プログラムの策定、及びその実施状況の評価等を行うため、「開発と知的財産に関する委員会(CDIP)¹」の設立が合意された。CDIPは、2008年以降、毎年2回開催され、主にWIPO加盟国総会で合意された45項目の勧告に係る作業プログラムの内容及び実施について議論を行っている。これまでに、「知的財産と競争政策」、「知的財産とパブリックドメイン」等のプロジェクトが承認されている。

本会合に関する我が国の取組としては、「IP Advantage」データベースがある。本データベースは、途上国における知的創造サイクル促進のため、ビジネスと知的財産との関係に係る成功事例を入手できるワンストップ・サービスを提供し、途上国との情報共有を図ることを狙いとするものであり、2010年9月よりWIPOのウェブサイト²上で公開している。我が国がWIPOに任意拠出を行っているWIPOジャパン・トラスト・ファンド(WIPOジャパンファンド)事業の一環として、WIPO 日本事務所において、当該データベースに投入される成功事例の調査・収集作業が継続して進められており、2020年3月現在、220件の事例が公開されている。

c. WIPO標準委員会(CWS)

CWSは、2009年9月のWIPO一般総会でその設置が承認されて以来、出願番号の記載方法、国コード及びXML等、産業財産権情報の国際的なデータ交換形式の標準であるWIPO標準に関する議論が行われてきた。

2019年7月に開催された第7回会合では、産業財産権情報をXMLで処理するためのWIPO標準であるST.96の、適用範囲の拡大を含めたバージョンアップに向けた議論がなされるとともに、各庁が発行した公報に関する基本的な情報をリスト化した文書であるオーソリティファイルに係る技術標準について検討が行われ、WIPO標準ST.37の改訂が承認された。

d. WIPO GREEN

WIPOは、国連の専門機関として、知的財産の活用を通じ、持続可能な開発目標(SDGs : Sustainable Development Goals)に貢献することを目指している。

WIPO GREENは、環境技術の開発と普及を後押しすることを目的として2013年に立ち上げられた取組であり、オンラインデータベースや地域の活動を通じ、環境技術の希望者と提供者をつないでいる。そして、3,600件以上の技術、ニーズ、専門家が登録されたデータベースは、世界中で1,400人以上のユーザーに利用されている。

また、これまで、政府機関、業界団体、企業、大学、研究機関など100を超える組織がWIPO GREENパートナーの国際ネットワークに参加し、この取組を支援し、助言を与える等の活動を行っている。我が国からも、22(2020年5月現在)の組織がパートナーとして参加している。

特許庁は、2020年2月19日にWIPO GREENパートナーとなった。今後も、WIPO本部やWIPO日本事務所(WJO)とも協力し、この取組を積極的に支援し、環境技術の普及に取り組んでいく³。

¹ Committee on Development and Intellectual Property

² <http://www.wipo.int/ipadvantage/en/>

³ 詳細は特許庁ウェブサイトを参照：<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/wipo/green.html>



(2) 世界貿易機関(WTO)

① 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS協定)¹とTRIPS理事会

1995年、WTOの創設に合わせ、新たな貿易関連ルールの一つとして発効したTRIPS協定は、知的財産権の保護に関してWTO加盟国が遵守すべき最低基準(ミニマム・スタンダード)として機能しており、WIPOを中心とした国際的な知的財産権保護に関するルールメイキングの土台となるものである。

TRIPS理事会は、TRIPS協定に基づく義務の遵守状況の審査や、TRIPS協定に関する事項の協議を行う場であり、2002年以降は以下の事項を中心に議論が行われている。

a. TRIPS協定と生物多様性条約との関係

TRIPS協定と生物多様性条約(CBD)²との関係は、ドーハ閣僚宣言において実施問題³と認められたものの1つである。

遺伝資源提供国(主として、途上国)は、CBDに規定されている遺伝資源及び関連する伝統的知識(遺伝資源等)の利用から生ずる利益の配分を確実にし、特許要件(新規性・進歩性等)を満たさない誤った特許付与を防止するために、TRIPS協定を改正(特許出願時の遺伝資源等の出所/原産国の開示、事前の情報に基づく同意及び利益配分の証拠の開示)すべきと主張している。

一方、米国、我が国等の先進国は、TRIPS協定とCBDに不整合はなく、CBDの遵守のための具体的な措置としては、名古屋議定書⁴が採択されていることから、TRIPS協定を改正する必要はないと反論している。また、誤った特許付与を防止する防衛的保護の観点から、我が国は、WIPO/

IGC⁵と同様に、特許審査用データベースの構築提案を行っている。

b. 知的財産とイノベーション

知的財産活用成功事例等を紹介することにより、知的財産制度の肯定的な側面に焦点を当てることを目的とした議題であり、米国の主導により、2012年11月のTRIPS理事会から議論が行われている。2019年のTRIPS理事会では、「イノベーションにおける官民協力」を通年テーマに、研究開発における官民協働(3月)、ブランディング、プロモーション及びクリエイティブ産業への支援におけるイノベティブなアプローチ(6月)、知財の商業化(10月)といったテーマのもと、我が国を含む先進国が具体的取組の紹介を通じてイノベーション促進に果たす知的財産権の重要性を説明した。他方、インド等の一部の途上国は、知財はイノベーションの障壁ともなり得ると主張したものの、全体を通して、各メンバーが今回のテーマを評価し、強い関心を有しており、途上国を含めた多くのメンバーに、本議題の重要性が広く認識される形となった。

c. 医薬品に関する後発開発途上国(LDC)に対する経過措置の延長

TRIPS協定第66条第1項では、LDCに対しTRIPS協定を履行するまでに10年の経過期間が与えられていた。これについて、LDCからの経過期間延長要請がTRIPS理事会で承認され、現在、2021年7月1日まで経過期間が延長されている。

また、2015年2月のTRIPS理事会では、医薬品に関して、TRIPS協定第2部第5節の「特許」及び同第7節の「非開示情報の保護」についての経過期間、TRIPS協定第70条第8項(メールボック

1 Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights

2 1992年の国連環境開発会議で、生物種保護のために成立した条約であるが、同条約の中には、遺伝資源(ヒトを除く動物、植物、微生物の全てが「遺伝資源」に該当する)の利用から生ずる利益の遺伝資源提供国への配分、原住民の伝統的知識の保護、途上国へのバイオテクノロジーの移転等が盛り込まれた。CBDの規定をどのように履行していくべきかという議論の中で、既存の知的財産権制度、とりわけTRIPS協定の改正が必要との主張が途上国からなされている。

3 実施問題とは、TRIPS協定を含む、WTO協定の実施段階に入って途上国が直面している様々な問題のこと。一括受諾項目と異なり、ドーハ・ラウンドにおける正式な交渉対象項目として合意されたものではない。

4 「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」

5 本章 (1) ⑤ a. 参照

ス出願規定)の履行義務免除、並びにTRIPS協定第70条第9項(排他的販売権規定)の履行義務免除を、各国がLDCである限り無期限に認めるようLDCから提案がなされた。以降、LDCと各国による二国間協議等を通じて調整が行われ、2033年1月1日まで上記の経過期間と履行義務免除を認めることが合意された。

②貿易政策検討制度(TPRM¹)

TPRMは、WTO加盟国の貿易政策及び貿易慣行について一層の透明性を確保し、理解を深めることにより、多角的貿易体制が一層円滑に機能することに資することを目的として、一般理事会の貿易政策検討委員会により実施されている。WTO加盟国の内、過去3年間の貿易量の平均の上位4か国(近年は概ね日本、米国、EU及び中国)は3年に1回、次の16か国は5年に1回、その他の国は7年に1回、TPRMの対象国となる。我が国に対するTPRMに基づく検討会合は、直近では2020年3月に実施される予定であったものの、新型コロナウイルスの影響で延期となった。

(3) APECにおける知的財産権専門家会合(IPEG)

APECとは、アジア太平洋地域の21か国・地域(エコノミー)をメンバーとして、貿易・投資の自由化・円滑化及び経済技術協力を目指す地域フォーラムである。1995年のAPEC大阪首脳会議において、貿易・投資の自由化・円滑化に関する15の優先分野の一つとして知的財産権が取り上げられ、それに対応した専門家レベルのフォーラムとして知的財産権専門家会合(IPEG)が設立された。IPEGの具体的活動としては、通常毎年2回の定期会合のほか、知的財産に関する官民合同セミナーやシンポジウムを開催している。

2019年8月の第49回会合では、特許法及び意匠法の改正について、2020年2月の第50回会合では、不正競争防止法改正について、我が国からそれぞれ紹介した。

1 The Trade Policy Review Mechanism

WIPOの主要な 知財・経済分析報告書のご紹介

WIPO日本事務所

世界知的所有権機関(WIPO)は、知財条約の管理、知財に関する国際会議の開催、国際出願制度の運営、知財インフラの整備、途上国協力、地球規模課題への対応などの業務に加え、下記のような様々なタイムリーな知財・経済分析報告書を毎年または隔年ベースで発行している。

グローバル・イノベーション・インデックス (Global Innovation Index: GII)

およそ130ヶ国のイノベーションパフォーマンスを、公的制度から、人的資源、インフラ、市場・ビジネスの洗練度、知識と技術のアウトプット等に渡る80の詳細な指標を基にランク付けした年次報告書である。最新のGII 2019によると、日本のイノベーションパフォーマンスは2018年から順位を二つ落として世界第15位。日本の強みは、国内競争の激しさ(1)、国内市場規模(4)、企業によるR&D総支出(1)、企業における研究者数(3)、特許出願(1)、PCT出願(1)、知財の使用料収入(1)、PISA (OECDによる国際的な生徒の学習到達度調査)結果(3)などとする一方、日本の弱みは、起業のしやすさ(74)、ベンチャーキャピタル取引(51)、新規ビジネスの密度(95)、海外から投資されるR&D (94)、海外直接投資流入(121)、ICTサービスの輸出(98)、教育への支出(95)、一人当たりのGDP成長率(89)など、今後の成長やグローバル化に資する指標に課題が見られる(括弧内は順位)。

世界知的財産指標 (World Intellectual Property Indicator: WIPI)

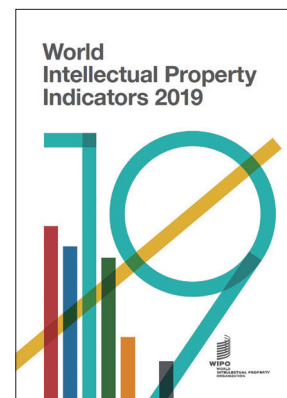
世界中の知的財産に関わる指標を集めた年次報告書である。特許、実用新案、商標、意匠、微生物、植物種等をカバーし、各国特許庁、広域特許庁、WIPO、世界銀行から集められたデータが利用されている。最新のWIPI 2019によると、2018年は、世界全体で、特許出願が3,326,300件(前年比5.2%増)、商標出願(指定された分類の数ベース)が14,321,800件(前年比15.5%増)、意匠出願(意匠の数ベース)が1,312,600件(前年比5.7%増)で、アジアへの出願が特許、商標、意匠の全てにおいて世界全体の3分の2を占めた。日本への出願件数は、特許、商標は世界第3位だが、意匠は世界第8位。最も多くの外国特許出願を行ったのは米国出願人であった。植物品種に関する出願は、2018年は世界で20,210件(前年比8.9%増)。地理的表示は、2018年の時点で有効なものが65,900件であった。



GII への
アクセスはこちら



WIPI への
アクセスはこちら



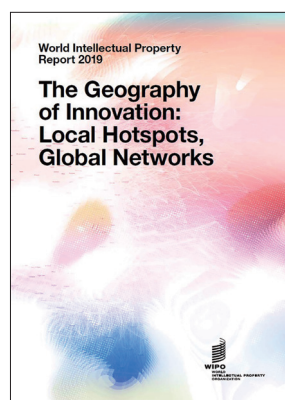
世界知的財産報告書

(World Intellectual Property Report: WIPR)

市場経済におけるイノベーションの役割について新たな知見を提供し、政策決定者の用に供することを目的とした隔年発行の報告書である。毎回、特定のテーマの下に調査・研究が行われる。最新のWIPR 2019のテーマは「イノベーションの地理学」で、イノベーション活動の地理的分布が分析された。同報告書は、2015年～2017年の間になされた世界全体の特許出願の69%、科学活動の48%が、米国、中国、日本、ドイツ、韓国等の約30の大都市で占められているとして、イノベーション活動のホットスポットが存在していることを明らかにした。ホットスポットの例は、東京、ニューヨーク、サンフランシスコ、北京、上海、フランクフルト、ロンドンなどである。一方で、異なる国に籍を置く研究者による共著の科学論文の割合が2017年までの20年間で5割程度増加しているとして、国際的な連携が進んでいることを示している。



WIPR への
アクセスはこちら



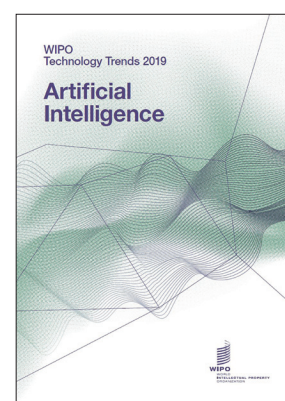
WIPOテクノロジー・トレンド

(WIPO Technology Trends: WITT)

特定の技術の発展動向を特許文献や学術論文を基に分析する報告書である。分析結果は、ビジネスリーダー、研究者、政策決定者にとって興味深いものになるように産業界の視点から補強されている。最新のWITT 2019のテーマは人工知能(AI)で、同報告書によると、AI関連の特許出願は、2007年に年間9,373件であったのが、2017年には年間55,660件と6倍程に増加した。AI関連の特許出願件数を出願人別にみると、2016年末の時点で、IBMが8,290件で世界第1位。マイクロソフト(5,930件)、東芝(5,223件)、サムスングループ(5,102件)、NECグループ(4,406件)がそれに続く。出願件数上位20社のうち12社が日本企業である。一方で、教育機関の中では、AI分野において、特許出願件数の上位20機関のうち17機関、学術論文件数の上位20機関のうち10機関が、中国の教育機関であった。



WITT への
アクセスはこちら



その他、WIPOは、PCT制度、マドリッド制度、ハーグ制度などの各サービスについての最新の統計や分析を掲載した年次報告書(Yearly Review)も発行しており、WIPOのホームページからご覧いただける。引き続き、WIPOが発行する知財・経済分析報告書にご期待いただきたい。

3. 途上国等に対する取組

知的財産制度は途上国にとってもビジネスの発展に有効なツールであり、必要なインフラである。これらの国における知的財産制度の法制度・運用整備を促すことは、貿易・投資環境の改善につながり、事業活動を行う我が国企業の知的財産権の保護だけでなく、直接投資の拡大による途上国の経済発展にも寄与する。

このため日本国特許庁(JPO)は、関係機関と連携して、途上国に対して知的財産権の保護強化のため、人材育成や技術協力等を積極的に支援している。本節では、協力スキームや具体的な取組についてその概要を紹介する。

(1) 協力スキームの概要

WIPOジャパン・トラスト・ファンド(世界知的所有権機関(WIPO))

我が国は1987年から世界知的所有権機関(WIPO)に対して任意拠出金を支出しており、この拠出金を基に信託基金「WIPOジャパン・トラスト・ファンド」(WIPOジャパンファンド)が設置されている。創設当時、アジア・太平洋地域に限定されていた支援対象は、2008年にはアフリカ地域に拡大され、さらに2019年には地域の限定をなくした「グローバルファンド」として刷新され、現在に至っている。同ファンド創設以来32年間で、総額約8億スイスフランを拠出し、80か国以上に支援を行ってきた。

多年にわたる支援の中で、知的財産分野での協力推進を目的とした各国・地域との政策対話の実施、各種ワークショップの開催、知的財産法制度・運用整備のための専門家派遣、知的財産権庁の情報化支援等、様々な取り組みを通じて、途上国における知的財産制度の整備に貢献し、制度を担う人材の育成に注力してきた。

技術協力(独立行政法人国際協力機構(JICA))

途上国における知的財産法制度整備及び人材育成を目的として、JICAが行う事業を通じてJPO職員を知的財産制度に関する専門家として途上

国に派遣している。JICAを通じた専門家派遣形態は「技術協力プロジェクト」と「個別専門家」の2つに大別される(詳細は後段の「(2) 個別事業の紹介」を参照)。

産業財産権人材育成協力事業

途上国において知的財産権制度を担う人材の育成を通じて、知的財産制度及びその運用の確立・強化を支援し、各国の更なる経済発展に貢献するため、アジア太平洋地域、南アメリカ、アフリカ地域の途上国より短期・中期研修生、長期研究生を日本へ招へいし、研修を提供している。また、日本での研修に加え、各国においてフォローアップセミナーを開催し、各国と我が国及び各国からの研修生相互の人的ネットワークの構築を図り、各国知的財産制度の現状に関する情報の交換を行っている。研修で使用する各種テキスト¹や長期研究生の研究論文²は、JPOのホームページへ掲載するなどして情報発信を行っている。

1996年に開始した本事業を通じ、2020年3月までの24年間に、アジア太平洋地域を中心とした84か国・5地域から官民合わせて6,728名の研修生を招へいし、途上国における知的財産基盤の中核を担う人材を輩出するとともにネットワークを構築している。

1 JPOホームページ(研修で使用する各種テキスト):
<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training/textbook/index.html>
 2 JPOホームページ(長期研究生の研究論文)※英語サイト:
<https://www.jpo.go.jp/e/news/kokusai/developing/training/thesis/index.html>



(2) 個別事業の紹介

① 人材育成に関する協力

JPOでは、人材育成に係る協力として、途上国への専門家派遣、途上国研修生の日本への招へい、日本を含む各国でのワークショップの開催等を実施している[3-2-3図]。

以下では2019年度の主な活動を紹介する。

a. 専門家派遣

WIPOジャパンファンドによる専門家派遣

途上国における知的財産法制度・運用整備のためJPO職員等を各国の特許庁等へ派遣している。2019年度は、フィリピン、ベトナム、タイ、マレーシア、ミャンマー、ジンバブエ、ボツワナ、インド、南アフリカ、カメルーン、タンザニアで開催されたWIPO主催のワークショップ等においてマドリッド協定議定書などの条約加盟国としての業務に関する知見の共有や、電子化への取組概要や運用体制に関する知見の共有などを行った。



2019年度 マドリッド制度
ナショナルワークショップ（ブータン）

JICAとの連携による専門家派遣

技術協力プロジェクト：インドネシア

ビジネス環境改善のための知的財産権保護・ 法的整合性向上プロジェクト

JPO職員1名を長期専門家としてインドネシア知的財産権総局へ派遣し、インハウスの形式で

プロジェクトに携わっている。現地にて知的財産庁の職員向けに研修を開催する際には、案件に応じた短期専門家を数日間派遣し、また、インドネシア知的財産庁の職員を日本に数日間招へいして研修を行うなど、現地知的財産制度整備の支援、人材育成協力、普及啓発活動を行っている。

個別専門家派遣：ミャンマー

JPO職員1名を知的財産行政分野の長期専門家としてミャンマー教育省へ派遣し、インハウスの形式で、出願・審査・登録を担う知的財産庁の設立、知的財産制度運用に当たっての実務上の細則の整備、組織内の業務フローの確立や職員の育成に関する支援を行っている。

b. 短期・中期研修生の招へい

途上国における知的財産権の保護・執行強化、知的財産権の活用及び制度の普及啓発等を推進するため、知的財産関連行政庁、裁判所、税関、民間企業等をはじめとした知的財産の専門家の能力向上を目的として、短期（1～2週間程度）・中期的（2ヶ月程度）な研修プログラムを実施している。

2019年度は、20の研修コースを実施し、アジア太平洋地域を中心とした国・地域から官民合わせて371名の研修生を招へいした。審査実務、業務運用改善、国際出願制度、情報化、普及啓発、産学連携等様々な研修コンテンツを提供し、日本のプラクティスを紹介すると共に、参加国間で意見交換を実施した。



2019年度 特許審査実践研修
中期研修生受入れ

c. 長期研究生の招へい

途上国において、知的財産権の分野で指導的立場にある者、あるいは今後そのような立場になることが期待される者を我が国に招へいし、知的財産権に関する自主的な研究活動の場を提供している。2019年度は、ベトナム、フィリピン、アルゼンチンから各1名、タイから2名、計5名の長期研究生を招へいた。各研究生は、約4か月（タイは2か月）の滞在を通じ、知財関係者へのインタビュー実施、研修への参加等により研究活動を行った。

3-2-1 図【2019年度長期研究生研究テーマ】

研究生出身国	テーマ
ベトナム	特許に関する国家の政策と戦略が製薬企業の特許活動と投資に与える影響－日本の経験に学ぶ
フィリピン	特許適格性及び産業上の利用可能性に着目した化学技術発明の特許性の構築：フィリピン及び日本における特許審査アプローチの比較
アルゼンチン	日本における特許協力条約（PCT）への認識とその推進－アルゼンチンのPCT加盟に向けた考察
タイ	タイにおける商標審査の向上に向けた、日本における商標審査の品質管理、ITシステム調査と、日本の類似群コードのタイへの導入可能性検討

d. フォローアップセミナーの開催

我が国で研修を受けた者に対する研修成果の持続、研修生間の連携を図り、各国国内における知的財産権制度の普及啓発を支援することを目的として、JPO及び研修修了生で組織された同窓会、並びに現地特許庁の主催によるセミナーを開催している。2019年度は、ベトナム、ラオス、ブラジル、マレーシアにおいて以下のテーマで開催した。セミナーには、研修修了生の他、現地知財庁関係者、大学・企業関係者等が参加し、活発な議論がなされた。また、今後提供す

る研修の品質向上に向け、修了生との意見交換会も実施した。

3-2-2 図【2019年度フォローアップセミナー開催実績】

開催国	テーマ
ベトナム	インダストリー 4.0 における知的財産権の保護とエンフォースメント
ラオス	経済発展のための知的財産制度の活用
ブラジル	最新の技術動向における知的財産－人工知能と医薬品産業 製薬分野における最新の技術動向
マレーシア	知的財産法の進展



2019年度 ベトナムでのフォローアップセミナー

e. 国際会合、セミナー、ワークショップ等の開催

これまで述べてきた協力に加え、WIPOジャパンファンドを通じて、国際会議や各種セミナー、ワークショップを開催¹し、途上国各国と日本との協力関係を深めている。ここでは2019年度にWIPOジャパンファンドにより運営された主な会議・セミナー等の実績を取り上げる。

第7回アフリカ開発会議(TICAD7)における公式サイドイベントの実施²

2019年8月、アフリカの開発をテーマとした国際会議である第7回アフリカ開発会議(TICAD³7)が横浜で開催された。その公式サイドイベントとして、WIPOとの共催で、「知財で掴むアフリカン

1 https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/experts_workshops.html

2 <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/forum/ticad-discussion2019.html>

3 TICAD : Tokyo International Conference on African Development
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ticad/ticad7/index.html>



ドリーム」をテーマとするパネルディスカッションを開催し、ビジネスのヒントやアフリカの魅力について議論を行った。また、WIPO及び日本貿易振興機構(JETRO)との共催で、WIPOジャパンフンドを通じたアフリカとの協力や、アフリカにおける知的財産の現状等について情報発信するブースを設置した(詳細はColumn 22「途上国協力の拡大」を参照)。

アラブ諸国との知的財産活用に関する対話の開催¹

2019年10月、アラブ首長国連邦(UAE)経済省及びWIPOとの共催で、「日本とアラブ諸国とのデジタル時代における経済、社会、文化発展のための知財活用についての対話」を東京で開催した。本対話には、アラブ諸国からバーレーン、エジプト、クウェート、モロッコ、サウジアラビア及びUAEから駐日大使や知財庁長官等が参加し、AIやIoTといった新しい技術が登場したデジタル時代における知財活用や知財庁業務のあり方について議論を行った(詳細はColumn 22「途上国協力の拡大」を参照)。

WIPO/ARIPO/OAPI (WAO)会議への参加²

2019年11月に、WIPO/ARIPO(アフリカ広域知的財産機関)/OAPI(アフリカ知的財産機関)会議(WAO会議)がジンバブエで開催された。第4次産業革命におけるアフリカの課題とチャンスを探る目的のもと、新しい知識と知的財産資産を生み出す大学や研究機関の活用方法、ビジネスコミュニティ奨励、経済成長を支援するイノベーションと知財の活用方法について、参加者の間で知見共有と意見交換が行われた。JPOは本会

議において概要と技術・イノベーションを支える各種施策に関する講演を行うとともに、参加国の多数の大臣や知財庁長官等と個別に会談を実施し、知財分野の協力を進めていくことを確認した。



WAO 会議

(右から 嶋野特許技監、ムサカ法務大臣兼 ARIPO 大臣評議会議長(マラウイ)、ボウスー長官(アフリカ知的財産機関(OAPI))

アフリカスタートアップ支援イベントの開催

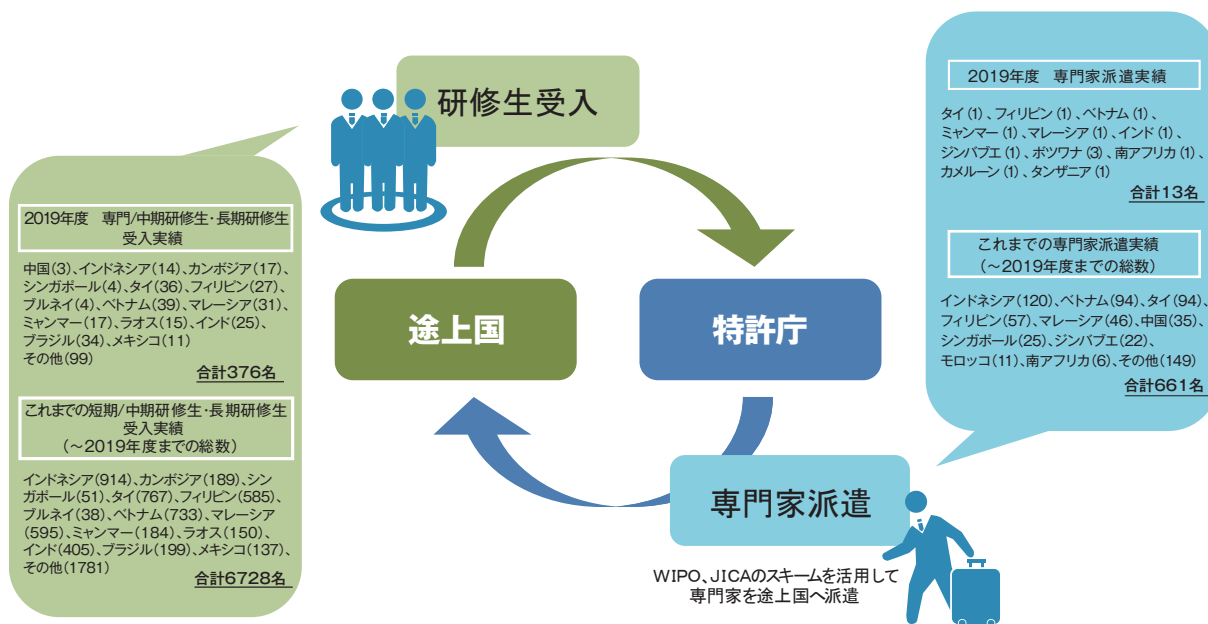
2020年2月、アフリカのスタートアップを知財で支援するため、アフリカの政府機関及びスタートアップを東京に招き、WIPO及びJETROとの共催で、「アフリカスタートアップ知財支援セミナー・個別商談会」を開催した。アフリカスタートアップ知財支援セミナーでは、特許庁の施策、スタートアップ支援事例を含むスタートアップにおける知財活用ベストプラクティスの紹介、JETROでは、アフリカでの事業展開を目指す日本企業とアフリカのスタートアップとのマッチングを目的として、ビジネスセミナーと個別商談会を開催した(詳細はColumn 22「途上国協力の拡大」を参照)。

¹ <https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/201910/103101.html>

² <https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/201911/112501.html>



3-2-3 図【途上国に対する人材育成協力の実績】



(資料) (専門家派遣) 各国年度別統計 1980-2019 長期・短期専門家合計 (2019年度用)

②情報化に関する協力

a. グローバルなITインフラの整備に関する協力

途上国においては、我が国企業等のビジネス展開を円滑なものとするべく、ITインフラの整備による知的財産行政の効率化が期待されている。

この状況を踏まえて、日本国特許庁は、途上国における審査の効率化と質の向上を目指し、我が国からWIPOへの任意拠出金を財源とした信託基金(WIPOジャパン・トラスト・ファンド)を通じて、途上国のITインフラ整備を支援している。具体的には、出願書類等の紙書類の電子化支援¹、途上国向けITシステムの開発支援、WIPO-CASE²の開発と普及の支援、ASEAN各庁の公報データを一括参照可能なASEAN知財情報のポータルであるASEAN PATENTSCOPEの構築支援、IT人材育成のためのワークショップ等を実施している。

b. 知財庁設立に伴うシステム整備

日本国特許庁は、ミャンマー知財庁設立に係るITシステム導入支援を実施している。2015年3月からは日本国特許庁の職員1名を国際協力機構(JICA)の長期専門家としてミャンマーに派遣し、知財庁設立にかかる支援の一環として、ITシステム導入に関する助言及びITインフラの整備に向けた協力を行っている。

2019年10月には、ミャンマー商業省副大臣らが日本国特許庁を訪問し、執務環境等を視察するとともに、知財庁に求められるITシステムについて意見交換が実施された。その後、日本国特許庁はミャンマーにITシステムの専門家を派遣し、ミャンマー教育省・商業省³のIT担当とシステム導入に関する意見交換を実施した。また、WIPOジャパンファンドのスキームを活用して、オンラインサービス導入のためのワークショップの開催を支援し、近隣国知財庁のITシステム導入

¹ 第2部第6章2. (3) ①紙書類の電子化支援 参照

² 第2部第6章2. (3) ③WIPO-CASEの開発と普及の支援 参照

³ 今後、知財庁の設立に伴い、知財担当部門は教育省から商業省へ移管される見込み。

に係る経験がミャンマー教育省・商業省に共有された。

上記取組を通じて、ミャンマーにおいて、ITシステム導入の重要性及びITシステム導入に係る課題のハイレベルへの認識並びに現場担当者への共有が行われ、ITインフラ整備が加速している。

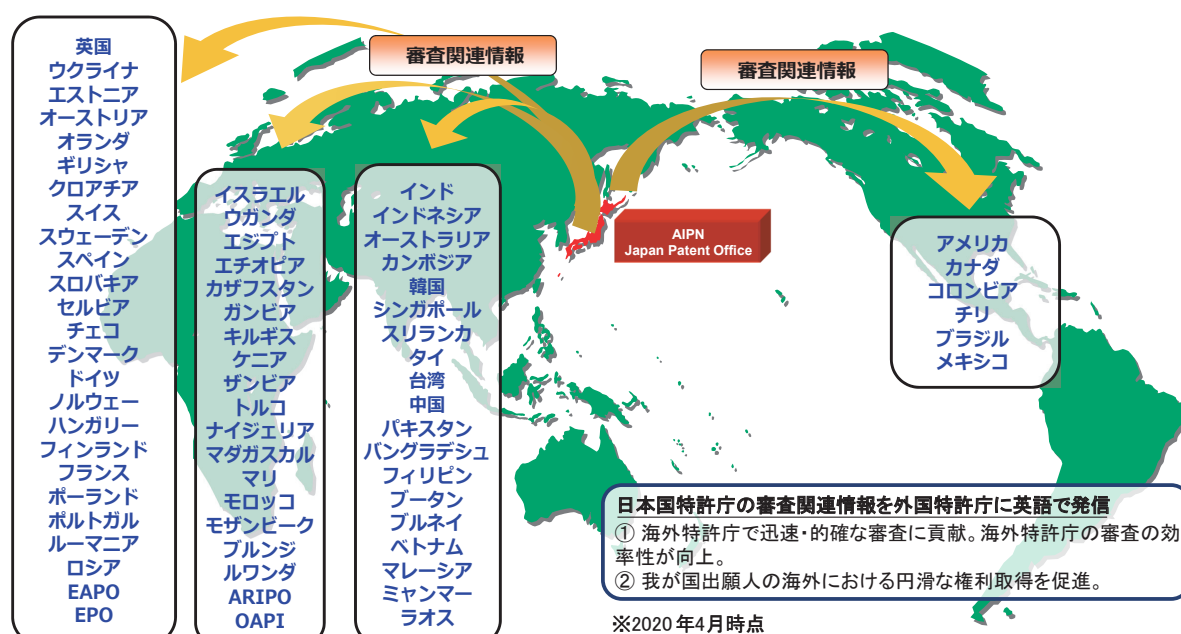
c. 日本国特許庁の審査関連情報の提供

日本国特許庁は、「高度産業財産ネットワーク (AIPN¹)」を通じて、その審査関連情報を海外の知的財産庁に提供している。これは、我が国

の審査結果の有効活用により、海外の知的財産庁の審査負担を軽減し、海外における我が国の出願人の権利取得を迅速化することを目的としたものである。

AIPNにより、海外の知的財産庁の審査官は、インターネットを通じて日本国特許庁の出願の審査手続書類、経過情報、引用文献情報、特許付与後クレームの審査関連情報やパテントファミリー情報等を英語で入手することができる。2020年4月現在、69か国・機関においてAIPNの利用が可能である。

3-2-4 図 【AIPN の利用可能国・地域】



1 AIPN: Advanced Industrial Property Network

途上国協力の拡大

世界経済のグローバル化の進展に伴い世界規模での知的財産権保護の重要性が高まり続ける中、日本国特許庁(JPO)は、途上国の持続的な発展を後押しすることを目的として創設されたWIPOジャパン・トラスト・ファンド(WIPOジャパンファンド)¹を通じて、1987年から30年以上にわたり途上国への支援を続けてきた。

支援地域は当初のアジア・太平洋地域に加えて、2008年にアフリカに拡大され、2019年には支援地域の限定を廃して全世界に拡張されグローバルファンドとなっている²。

また、JPO独自の事業として、途上国において知的財産制度を担う人材(知財人材)の育成を目的とした産業財産権人材育成協力事業を行っている³。

このように、JPOは多年にわたり途上国に寄り添い、各国特許庁との間に緊密な関係を築きながら、途上国が抱える課題に応じた協力を通じて途上国の知的財産制度の整備・運用の改善に貢献してきた。

本コラムでは、JPOの様々な活動の内、主に2019年度の活動を中心に、拡大する途上国協力の取組を地域ごとに紹介する。

(1) 拡大するアフリカ地域における協力

○日・アフリカの協力の強化へ

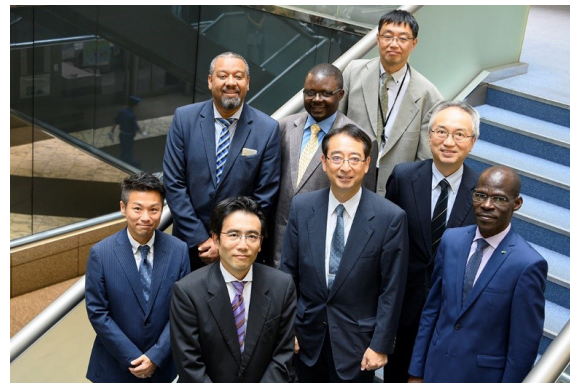
(日・アフリカ特許庁政策対話⁴)

2019年5月に、アフリカ大陸自由貿易圏設立協定が発効し、約13億人の共通市場が誕生しつつあるアフリカでは、持続的な発展のためにイノ

ベーションの重要性が高まっており、それを可能とする安定した知財システムの確立が重要な課題となっている。

こうした状況の中、2019年8月に横浜で、アフリカの開発をテーマとした国際会議の第7回会合(TICAD7)が開催された。この機会を捉え、知的財産分野での協力を推進するため、JPOはアフリカ知的財産機関(OAPI)、ケニア及び南アフリカの特許庁長官を招へいし、JPOとして初となる日・アフリカ特許庁政策対話を開催し、JPO及び各庁の間で、知的財産の基盤整備について包括的な協力の強化を進めることに合意した。

今後、JPOはOAPI、ケニア及び南アフリカの知財人材の育成、審査体制の整備、スタートアップを含む中小企業支援に関する知見の共有、ITの活用に関する知見の共有等の協力を通じて、アフリカにおける知的財産の基盤整備に貢献していく。



日・アフリカ特許庁政策対話

(松永長官：中央、嶋野特許技監：後列右から1番目、OAPI ボウスー長官：前列右から1番目、ケニア サンゲ長官：後列右から2番目、南アフリカ ボラー長官：後列右から3番目)

1 日本国政府/日本国特許庁が拠出している世界知的財産機関(WIPO)への拠出金を基に創設された信託基金。1987年から32年間で、総額約8億スイスフラン(CHF800 million)を拠出し、途上国支援を実施してきた。WIPO加盟国の途上国を対象に産業財産権に関する技術支援を目的として、研修、専門家派遣、情報化支援、ワークショップ等の協力事業を実施してきた。

2 JPOはWIPOジャパンファンドを通じてWIPOと連携し、これまでにアジア・アフリカ地域等の40か国に400人以上の専門家を派遣し、65か国から1,800人以上を日本に招へいして研修等を実施するなど、各国からの要請に基づき様々な協力事業を展開している。

3 1996年の開始以来、アジア太平洋地域を中心とした84か国・5地域から官民合わせて6,700名以上の研修生を招へいするなど、知財人材の育成を実施し、途上国における知的財産コミュニティを支える人材となっている(2020年3月までの実績)。

4 <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/multi/nichi-africa20190829.html>



○知財でつなぐアフリカと日本 (TICAD7サイドイベント)

TICAD7の開催期間中、公式サイドイベントとして、JPOはWIPOとの共催でパネルディスカッション「知財で掴むアフリカンドリーム」を開催した。WIPO、日本貿易振興機構(JETRO)をはじめ、南アフリカの特許庁長官、アフリカに関連して活躍する日本企業、元エチオピア特許庁長官の弁理士などが参加し、「公的機関によるアフリカへの取組」、「アフリカにおけるスタートアップビジネス」、「知財戦略」、「ブランディング」といったトピックについて活発な議論がなされた。

さらにJETROとの共催でケニア、OAPIの知的財産制度に関するセミナーを開催し、WIPO及びJETROとの共催で展示ブースを設置し、WIPOジャパンファンドを活用したアフリカとの協力、アフリカにおける知的財産制度の現状、アフリカに関連して活躍する日本企業の紹介ビデオ、ブランディングの成果による商品を展示するなど、知的財産を取り巻くアフリカの現状が紹介された。

○アフリカにおけるスタートアップへの支援 (アフリカスタートアップ知財支援セミナー・個別商談会)

2020年2月、JPOはアフリカのスタートアップを知的財産で支援するため、アフリカの政府機関¹及びスタートアップ²を招き、「アフリカスタートアップ知財支援セミナー・個別商談会」をWIPO及びJETROとともに開催し、日本のスタートアップ及び中小企業施策や、スタートアップ支援事例を含むスタートアップにおける知的財産の活用 のベストプラクティスを紹介した。



スタートアップ知財支援セミナーの参加者



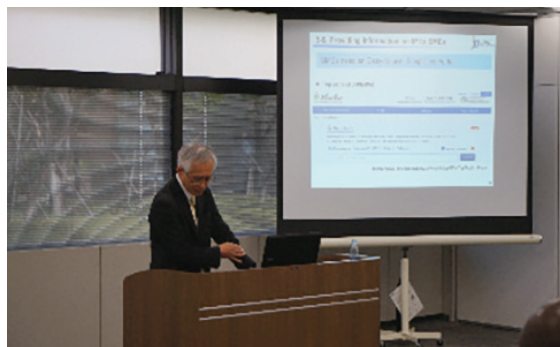
パネルディスカッションの様子



知財支援セミナーの様子(中・下)



展示ブース ～あなたの商品を「特別なもの」に～



1 政府機関招へい国・機関：コートジボワール、エジプト、エチオピア、ケニア、モロッコ、ナイジェリア、南アフリカ、チュニジアのスタートアップ支援機関、ARIPO（アフリカ広域知的財産機関）、OAPI（アフリカ知的財産機関）
2 スタートアップ招へい国：コートジボワール、エジプト、エチオピア、ケニア、モロッコ、ナイジェリア、南アフリカ、チュニジア

また、アフリカのスタートアップが集まるこの機会を活用し、JETRO主催によるビジネスセミナーと個別商談会が開催され、アフリカでの事業展開を目指す日本企業とアフリカのスタートアップとのマッチングの機会を提供した。



ビジネスセミナーの様子

○途上国の地域産品ブランディング支援

JPOはWIPOと協力して途上国の知的財産制度の整備に取り組んでいる。WIPOジャパン・ファンドでは、途上国の伝統的な地域産品のブランド化を支援しており、地域ブランド育成のために途上国が自ら知的財産制度を活用し、地場産業の発展を促すことで、国連の掲げる目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献することを目的にしている。

タイタ・バスケット(ケニア)のブランディング・プロジェクト

2016年から2017年にかけて、ケニア産業財産権機関(KIPIT)と協力し、ケニアのタイタ・タヴェタ郡の農村地域の女性達がサイザル麻から編む伝統的なバスケットの団体商標取得の支援を行った。このプロジェクトでは、登録された団体商標の権利者となる組合を組織し、団体商標のロゴマークを作成し、団体商標の使用規則の作成を支援するとともに、品質基準を作成して一定の品質を満たしたバスケットのみに団体商標を使用することとして、400名以上のバスケットの編み手に対して、品質基準を満たすためのトレーニングを実施した。組合と団体商標はケニアで登録されている。



登録された団体商標のタグが付されたバスケット



WIPO ホームページ（英語のみ）

チョベ・バスケット(ボツワナ)のブランディング・プロジェクト

ボツワナ北部のチョベ地域は、象をはじめとする野生動物が生息する自然豊かな地域で、多くの観光客が訪れる。ケニアと同様にここでも女性達がヤシの葉で伝統的なバスケットを編み、主に観光客向けに販売している。2019年からボツワナの「会社及び知的財産機関」(CIPA)と協力し、チョベ・バスケットを地域ブランドとして育成するプロジェクトを実施している。



ボツワナでのトレーニングの様子



WIPO ホームページ（日本語）

(2) 深まるASEANとの協力 (第9回日ASEAN特許庁長官会合)

近年目覚ましい経済発展を遂げているASEANは、日本から域内諸国への輸出額が、中国、米国への輸出額に次ぐ規模であり、我が国企業の進出も多い。

2012年の「東京知財声明」の採択以降¹、ASEAN諸国が抱える課題に対応し、ASEAN諸国に進出する日系企業の円滑な事業活動・知的財産活用を促進するため、JPOは、ASEAN各国の特許庁と具体的なアクションプラン(行動計画)を策定して緊密な協力関係を築いてきた。

2019年8月には、東京において第9回ASEAN特許庁長官会合を開催し、先端技術分野におけるASEAN各国特許庁の特許審査基準の整備に向けた協力体制の強化、及び特許出願の翻訳によって生じる問題の解決に向けた協力体制の構築などを新たに目指す「日ASEAN知財共同声明2019」を採択した。さらに、適切な権利付与に向けた新たな取組を推進するため、2019年度の日ASEAN知財アクションプラン²を策定し、ユーザーニーズの変化に対応した新たな知的財産協力を進めることとなった。

また、第9回日ASEAN特許庁長官会合と併せて、ASEAN特許庁シンポジウム2019を開催し、日本の企業関係者、弁理士、大学関係者等を中心に約300名を招いてASEAN各国における最新の知的財産制度や施策に関する情報を日本のユーザーと共有した。

今後も、日ASEAN特許庁長官会合の枠組みなどを通じて、日系企業のASEANでの経済活動を支援すべく、日ASEAN知的財産協力をさらに推し進めていく。



日 ASEAN 特許庁長官会合



ASEAN 特許庁シンポジウム 2019 の様子

(3) 動き出すアラブ諸国との協力 (日本とアラブ諸国との政策対話)

2019年10月、JPOは、アラブ首長国連邦(UAE)経済省及びWIPOとの共催で、バーレーン、エジプト、クウェート、モロッコ、サウジアラビア及びUAEから駐日大使や特許庁長官等を招き、「日本とアラブ諸国とのデジタル時代における経済、社会、文化発展のための知的財産の活用についての対話」³を東京で開催した。本対話では、AIやIoTなどの新技術が登場したデジタル時代における知的財産の活用や特許庁業務のあり方について議論がなされた。

また、この機会を捉えて、バーレーン、エジプト、クウェート、モロッコ、UAEの各特許庁長官

1 2012年2月の第1回会合にてASEAN諸国の経済成長のための知的財産保護の強化、及びそれを実現するための日本の協力を確認した「東京知財声明」が採択され、同年7月の第2回会合にてJPOとASEAN諸国の特許庁との間で知的財産に関する協力覚書が取り交わされた。

2 本計画には、招へい研修等を通じた人材育成、審査業務管理や知財の商業化・普及啓発に関する協力、マドリッド協定議定書・ハーグ協定への加盟に向けた協力、加盟後の運用協力など、これまでの日ASEAN協力の継続も含まれている。

3 <https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/201910/103101.html>



等との個別会談を実施し、JPOと参加各庁が知的財産分野の協力を進めていくことが確認された。

今後、JPOはアラブ諸国のニーズに寄り添いながら協力を行い、我が国企業の知的財産がアラブ諸国において迅速・円滑に確保され適切に保護される環境整備のため、アラブ諸国の特許庁と連携を深めていく。



日本とアラブ諸国との政策対話



開会挨拶を行う松永長官



講演を行う嶋野特許技監



政策対話の様子

(4)進展するインドとの協力 (第3回日印知的財産評価会合¹⁾)

12億の人口を持つインドは、BRICsの一角として近年急速に経済成長しており、我が国との経済的な結びつきが拡大し、安定した事業展開を可能とする知財環境の整備が求められている。

JPOは、2015年6月にインドと産業財産分野における協力覚書に署名して以降、インドにおいて知的財産が迅速に取得できる環境整備を進めてきた。JPOとインド商工省産業国内取引振興局(DPIIT)は、協力関係の維持・強化を目的として、2017年から日印知的財産評価会合を実施し、2019年11月にデリーにて開催された第3回会合では、日印の今後の協力関係の継続と強化について共同声明が行われ、審査実務に関する意見交換、IT専門家会合の定期開催、普及啓発についての協力を含む、知的財産分野での協力事項を拡充した新たなアクションプラン²が合意された。

インド特許庁と世界初の特許審査ハイウェイ(PPH)試行へ³

日印は2017年からインド特許庁との特許審査ハイウェイ(PPH)の早期開始に向けた議論を進めてきたが、ついに2019年の第3回会合において、日印特許審査ハイウェイ(PPH)の試行に係る合意文書への署名が実現した。インド特許庁が

1 <https://www.meti.go.jp/press/2019/11/20191122003/20191122003.html>

2 産業財産分野における協力覚書に基づき、インド新人特許審査官向け研修のフォローアップ研修やPPH専門家派遣等の協力事項を含むアクションプランが2017年5月に署名され、協力を進めてきた。第3回会合ではプランの進捗がレビューされ、新たな協力事項が拡充された。

3 https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_india_highway.html



特許審査ハイウェイを他庁と行うのはJPOが世界初であり、日印間の知的財産に関するこれまでの緊密な協力の表れである(日印PPHは2019年12月から申請受付を開始している)。

JPOは今後も知的財産分野での協力をさらに進め、インドにおける知財環境の整備を支援していく。



アクションプランへの署名の様子
松永長官とインド特許庁グプタ長官

(5)おわりに

本コラムで取り上げたように、途上国と日本との経済的結びつきが拡大し、途上国を取り巻くビジネス環境・知財環境が目まぐるしく変化する中、途上国における支援のニーズも多様化している。

こうした状況の中、開発途上国の持続的な発展を後押しするJPOの取組は、国連が提唱する持続可能な開発目標(SDGs)に資するものであることから、今後もJPOは、ここに記載した地域との協力関係を深めていくことに加え、中南米地域への協力もさらに進める予定である。

WIPOジャパン・トラスト・ファンドの各種協力事業や、招へい研修事業等を活用しつつ途上国に寄り添いながら、その支援を継続していく。

4. 国際研修指導教官について

企業の経済活動のグローバル化の進展に伴い、海外において予見性を持って円滑に権利を取得し得ることが求められている。そのためには、その国の審査官が、十分な審査実務能力を有し、適切な判断ができる能力を備えていることが重要である。特に、インド・ASEAN等の新興国は我が国企業の事業展開が大いに見込まれることから、これらの国における審査体制の整備・強化への協力に対するニーズが寄せられている。このような中、特許庁では、特許審査の実務経験が豊富な審査官から構成される国際研修指導教官を中心として、インド・ASEANをはじめとする新興国審査官に対する特許審査実務面での協力を行っている。国際研修指導教官は、新興国に対する支援を行い、特許庁が採用するグローバルスタンダードの審査手法等を伝えていくことを目的として、2012年4月から活動を行っており、28名(2019年度)の教官で構成されている。

国際研修指導教官の主な業務として、新興国審査官に対する審査実務指導が挙げられる。審査実務指導は、国際研修指導教官が新興国に赴いたり、新興国審査官を日本に招へいしたりすることで、直接顔を合わせて実施している。このように直接交流することを通じて、指導効果を高めるとともに、深い信頼関係を構築している。

また、審査実務指導内容は、各新興国の要望や成熟度等に応じたテーラーメイドなものであり、新興国向け研修テキストを活用した講義とケー

スタディによる演習とを組み合わせた研修カリキュラムにより、新興国審査官の実務能力向上と我が国審査実務の更なる普及を図っている。

2019年度は、ASEAN諸国を中心とした計31の国と地域の新興国審査官延べ360名に対し審査実務指導を行った[3-2-5図]。

特許庁は、今後も、国際研修指導教官を中心として、引き続き新興国審査官に対して効果的・効率的な審査実務指導を行っていく。さらに、特許庁が作成した新興国向け研修テキストの配布やEラーニング教材の拡充と周知を通じて、新興国審査官の審査実務能力の向上と我が国の特許審査実務のより一層の普及を図る。そして、これらの取組により、我が国企業の新興国展開を支援していく。

3-2-5 図【国際研修指導教官派遣等実績(2019年度)】

実施期間	派遣先	主な受講者	受講者数
7/1-7/12	ベトナム	新人審査官	20名
8/26-8/30	マレーシア ^{*1}	審査官	27名(ICT) 24名(化学)
11/18-11/24	タイ ^{*1}	審査官	27名(医療) 29名(AI)
11/25-11/29	フィリピン ^{*1}	審査官	47名(高分子)
1/29	インドネシア ^{*2}	審査官	1名
2/3-2/14	タイ	新人審査官	16名
2/3-2/14	インドネシア ^{*2}	審査官	59名
2/3-2/6	南アフリカ	審査官候補	29名

^{*1} 技術分野別研修

^{*2} OJT研修



マレーシアでの技術分野研修



タイでの技術分野別研修の様子



新興国向け研修テキスト

5. 模倣品問題への対応

知的財産権保護の制度・運用が不十分な国・地域において模倣品が製造され、流通することにより、世界的な広がりを見せている模倣品・海賊版被害は、我が国企業にとって深刻な問題となっている。本節では、日本国特許庁(JPO)をはじめとした政府による模倣品問題への取組について、その概要を紹介する。

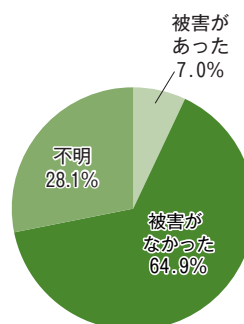
(1) 模倣品問題の現状

近年、模倣品・海賊版の流通は世界的に拡大しており、その被害内容も多様化・複雑化している。経済のグローバル化とアジア地域の経済発展に伴い、アジア地域で商標権や著作権等の知的財産権が侵害される事例が増加するとともに、アジア地域で製造された模倣品が世界中に拡散する傾向にある。2020年3月6日付財務省の報道発表¹によると、2019年の我が国の税関における知的財産権侵害品の輸入差止め点数は、1,018,880点で、7年ぶりに100万点を超えた。このような模倣品・海賊版の氾濫は、市場における潜在的販売機会の喪失、消費者に対するブランド・イメージの低下等の経済的影響だけでなく、偽造医薬品による健康への被害、製品の安全性の問題、犯罪組織への資金提供等の深刻な悪影響をもたらすものである。

JPOが実施した模倣被害実態調査によると、2018年度において我が国の産業財産権を1件以上保有していた法人のうち、同年度中に模倣被害を受けた法人数は、全体推計で、13,758社(全体の7.0%)であった。また、2018年度において我が国の産業財産権を保有する法人が受けた模倣被害の状況を模倣品の製造国(地域)、経由国(地域)及び販売提供国(地域)に分けてみると、製造国が中国(香港を含む。以下同じ。)である法人数は、全体推計で2,197法人、経由国が中国である法人は、全体推計で1,886法人、販売提供国が中国である法人数は、全体推計で2,819法人であり、いずれも中国が最多であった。次いで韓国、台湾等アジア地域での模倣被害が引き続き深刻な状況となっている。さらに、模倣

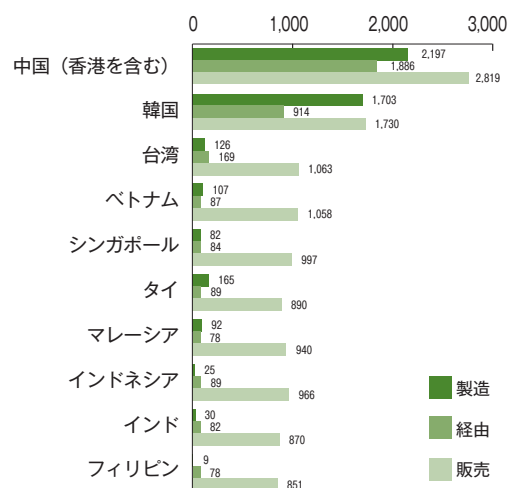
業者が取締り・摘発から逃れようと、模倣手口の巧妙化も年々進んでいる。このように多様化・複雑化する模倣被害に対処するために、模倣被害対策における働きかけ先や働きかけの方法等を多様化していくが必要になっている。

3-2-6 図【模倣被害法人数の割合(全体推計値)】



(資料) 特許庁「2019年度模倣被害実態調査報告書」(2020年3月)

3-2-7 図【国・地域別の模倣被害状況(全体推計値)】



(資料) 特許庁「2019年度模倣被害実態調査報告書」(2020年3月)

¹ https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2019/20200306.htm



(2) 模倣品問題に対する日本国特許庁の取組

① 模倣品対策室及び政府模倣品・海賊版対策総合窓口

2004年8月31日より経済産業省製造産業局に模倣品対策室及び「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」¹を設置し、模倣品・海賊版対策に関する政府の一元的な相談窓口として相談を受け付け、相談内容に応じてJPOや関係省庁と連携して対応してきた。

しかし、インターネットや電子商取引の発達による模倣品被害の多様化に伴い、製造業のみならず、コンテンツ産業等の幅広い業種で模倣品が広がり、年間約1,000件に上る相談の約6割がJPOの所管する知的財産権に関するものとなっている。

こうした状況を踏まえ、模倣品被害に対する相談及び情報提供により一層迅速に対応するとともに、普及啓発をはじめ関連施策を効果的に実施するために、2020年4月1日に模倣品対策室及び「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」をJPOに移管し、模倣品対策に関する機能を強化した²。

今後JPOでは、関係省庁とも緊密な連携を図るとともに「政府模倣品・海賊版総合窓口」において、権利者からの模倣品(産業財産権侵害)に関する個別の相談に対応し、必要な情報の提供に努めていく。

② 各国政府への働きかけと支援

2009年度に日中政府間で知的財産保護に関する四つの覚書が交換され、知的財産保護の協力と交流関係の強化が図られている。当該覚書に基づいて中国政府機関との間で具体的な協力の取組が進められており、模倣品問題については日中知的財産権ワーキンググループ等の場で議論が行われてきた。また、途上国における取締りの強化に関しては、毎年、アジア各国の税関、

警察、裁判所等の取締機関等職員を我が国に招へいして知的財産権制度に関する意見交換を実施するとともに、現地においてセミナーを開催することを通じて、各国の取締機関等職員の人材育成を支援している。

③ 産業界との連携

模倣品・海賊版等の海外における知的財産権侵害問題の解決に意欲を有する企業・団体が業種横断的に集まり、産業界の意見を集約するとともに、日本国政府との連携を強化し、個別企業や業界では対処が困難な問題についての官民合同の協力拠点となり、国内外の政府機関等に対し一致協力して行動し知的財産保護の促進に資することを目的として、2002年4月、「国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)」が設立され、2020年で18年目を迎えた。IIPPFが官民協力の拠点になることにより、官は日本産業界の現状をしっかりと把握し、それを施策に反映させることができ、民は日本産業界だけでは対処できない他国政府からの提案等についても柔軟な対応が可能になるなど、相互に補完し、海外の知的財産に関する問題についてより有効かつ実効的な対策をとることが可能となっている。特に中国政府との関係では、日中政府間において知的財産に関する協議の場が持てなかった時期においては、IIPPFが官民協力の拠点となり、中国政府との協議の場を切り開き、日中交流を継続した。また、近年、日中政府間において知的財産に関する協議の場が設けられて以降は、日中政府間の協議にIIPPFがオブザーバーとして参加し、それをIIPPFのその後の活動に活かし、他方でIIPPFの活動が日中政府間協議の内容に反映されるなど、日本政府とIIPPFが密接に連携して知的財産保護を推進している。このほか、IIPPFではASEAN諸国をはじめ新興国等の取締機関職員向けの「真贋判定」セミナーの実施等の協力も行っている。

JPOとしても、IIPPFの取組を支援しており、特

¹ <https://www.jpo.go.jp/support/ipr/index.html>

² <https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200327003/20200327003.html>



に、中国に関しては、IIPPFと政府が連携して、これまでに8回のハイレベル官民合同ミッションを派遣し、中国政府機関に対して悪意ある商標出願問題、知的財産権に関する判決へのアクセス性の向上、実用新案権の権利濫用の防止等に関して、我が国企業からの意見・要望を集約して法整備・運用改善を要請している。

④模倣品対策に必要な情報の収集・提供

JPOでは、海外における我が国法人の被害状況を把握するため、統計法に基づく一般統計調査として模倣被害実態調査を実施し、その結果を「模倣被害実態調査報告書」として公表している。また、海外における我が国企業の活動を支援するため、日本貿易振興機構(JETRO)や日本台湾交流協会の海外事務所(ニューヨーク、サンパウロ、デュッセルドルフ、北京、香港、ソウル、バンコク、シンガポール、ニューデリー、ドバイ、台北)に知的財産担当調査員を配置し、現地において調査活動や相談対応を行っている。さらに、模倣被害の多発する国・地域における対策方法に関する有益な情報をとりまとめた「模倣対策マニュアル」や、知的財産権侵害判例・事例を収集して解説を加えた「知的財産権侵害判例・事例集」を作成し、公表¹・配布しているほか、国内外の日系企業を対象としたセミナーの開催等、模倣品対策に必要な情報の提供に努めている。

⑤取締機関との連携・水際対策の強化

国内での模倣品取締りのため、産業財産権侵害に関する警察・税関からの照会に逐次対応している。2019年における警察等取締機関からの照会は1,763件であり、昨年同様に高水準となっている。また、知的財産権の執行強化に向けて、税関職員向けの知的財産に関する研修にJPOの意匠・商標の専門職員を講師として派遣するなど、国内取締機関との連携の強化を図っている。

⑥消費者等に対する啓発活動

国内消費者向けに知的財産権の重要性や模倣品の弊害を周知する「コピー商品撲滅キャンペーン」を毎年度実施し、消費者の意識の改善を図っている(Column 23参照)。

¹ <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/mohohin/manual.html>



コピー商品撲滅キャンペーン ～しっかり調べて Nice Judge!!～

近年、インターネット上での取引の増加や模倣品取引等の手口の巧妙化に伴い、世界的にコピー商品の流通は広範化・複雑化している。日本においてもコピー商品による被害は多様化しており、コピー商品に対する消費者意識の向上の必要性及び重要性がますます高まっている。こうした状況の中、日本国特許庁(JPO)では、2003年から広報事業「コピー商品撲滅キャンペーン」を実施し、知的財産権保護に対する消費者意識の向上に取り組んできた。

○20代前半をターゲットに展開

フリマアプリ、SNS等が世間に浸透し、それらを利用した商品の売買が増加する中、消費者が意図せずコピー商品に接する機会も増加している。そこで2019年度の「コピー商品撲滅キャンペーン」では、フリマアプリ、SNSの使用頻度が高い20代前半の社会人、特に「コピー商品を購入する気持ちはないが騙されて購入してしまう者」を主なターゲットとして、「しっかり調べて Nice Judge!!」をキャッチコピーにキャンペーン用ウェブサイトの特許庁ホームページ内に開設して動画配信等を行った。

また、各種SNS等でのキャンペーンの動画配信、全国5大都市の主要駅にて特許庁としては初のピールオフ形式の交通広告*を展開し、キャンペーンの認知度向上を図った。

*ポスターに貼りつけられている物を自由に剥がして持ち帰ることのできる広告。

○キャンペーン動画再生回数189万回、ターゲット層に効果

キャンペーンの実施にあたっては、開始前にアンケート形式でターゲット層のコピー商品への意識調査を行い、よりユーザー目線に立った動画及びキャンペーン用ウェブサイトを作成した。こうした取り組みにより、動画再生回数が約189万回を記録するなどの反響が得られた。

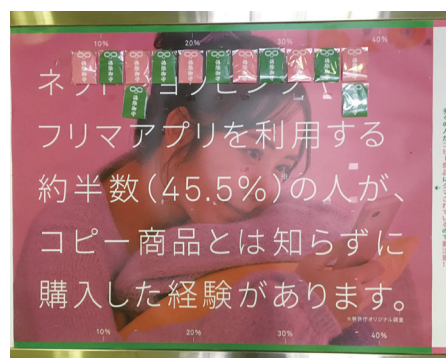
また、キャンペーン開始後にも同様にターゲット層に対してアンケート形式の意識調査を行ったところ、キャンペーン用ウェブサイト等の閲覧後、コピー商品の購入に対して否定的な態度を示す割合が増加するなどの効果があった。

コピー商品の弊害を周知し、コピー商品を買わない消費者意識を広く社会に浸透させるには、消費者がコピー商品に対する自身の意識と向き合うきっかけになるような啓発活動が重要である。特許庁では、知的財産権の重要性に関する消費者意識向上のため、今後も消費者及び消費活動の実情を考慮した効果的な周知・啓発活動を行っていく。



コピー商品撲滅キャンペーン

2019年度キャンペーンイメージ



掲示されたピールオフ公告

6. 経済連携協定を通じた知的財産保護の取組

我が国は、幅広い経済関係の強化を目指して、アジア諸国を中心に経済連携協定(EPA)の締結を積極的に行っており、貿易・投資拡大に資する環境整備の一環として知的財産についても交渉分野に含めている。知的財産分野での交渉においては、TRIPS協定に規定される保護水準を上回る十分、効果的かつバランスの取れた知的財産保護を目指すとともに、効率的かつ透明性のある運用、及び十分かつ効果的なエンフォースメントの確保を目指している。また、発効済のEPAについて、相手国に対して適切かつ確実な履行を求める取組も行っている。

(1) 日EU経済連携協定(EPA)

日EU経済連携協定は日本と欧州連合(EU)とのEPAであり、2019年2月1日に発効した。日本、EUの双方とも既に高いレベルの知的財産保護制度を有しているため、本協定の知的財産章においてTRIPS協定よりも高度な内容を規律化している。

産業財産権分野の主な規定は以下のとおりである。

(特許)

- ・医薬品及び農薬に関する特許期間延長制度¹の導入。

(意匠)

- ・部分意匠制度及び秘密意匠制度の導入。

(商標)

- ・商標を表示するラベル・パッケージを商標権者の許諾を得ずに製造・輸入等する行為の禁止。

また、2019年11月に、本協定に基づき設置された知的財産に関する専門委員会の第1回会合が東京で開催された。この会合では主に、日EU双方の法制度の情報交換や知的財産分野(著作権、地理的表示(GI)、意匠、特許、営業秘密等)における日EU・EPAの実施状況等について議論を行い、同分野での日EU間の協力を更に進展させていくことで一致した。特に産業財産権分野においては、スペアパーツ意匠を含む意匠の保護制度、欧州単一効特許及び統一特許裁判所制度、標準必須特許、2019年の双方の法律又は規則改正等について情報交換を行った。

(2) 交渉中のEPA

我が国は東アジア地域包括的経済連携(RCEP: Regional Comprehensive Economic Partnership)の交渉に参加しており、日中韓FTA、日トルコEPA、日英EPA等の交渉も行っている。これらのうちRCEPは、ASEAN10か国+6か国(日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド)が交渉に参加する大型の広域経済連携であり、その経済圏は世界人口の約50%、世界のGDP及び貿易総額の約30%を占めている。RCEPを通じて、自由で公正な経済圏が構築され、この地域における貿易・投資が促進されることが期待されている。

¹ 医薬品又は農薬の販売承認の手続の結果による有効な特許期間の短縮について特許権者に補償するために特許期間の延長を認める制度

3-2-8 図【日本の EPA の推進状況】

